

資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第二章 業務（第十一条 第三十二条の二）</p> <p>（履行保証金保全契約を締結することができる銀行以外の者が満たすべき要件等）</p> <p>第十六条 令第十六条第二項に規定する内閣府令で定める健全な保険金等の支払能力の充実の状況にある旨の区分は、最終の業務及び財産の状況に関する説明書類における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が二百パーセント以上であることとする。</p> <p>2 前項に規定する「保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に係る算式により得られる比率をいう。</p> <p>一 保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下この号及び次項において同じ。）</p> <p>同法第百三十条に規定する基準のうち、保険会社に係る同条各号に掲げる額を用いて定めるもの</p> <p>二 外国保険会社等（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。次項において同じ。）</p> <p>同法第二百一条に規定する基準</p>	<p>目次</p> <p>第二章 業務（第十一条 第三十二条）</p> <p>（履行保証金保全契約を締結することができる銀行以外の者が満たすべき要件等）</p> <p>第十六条 令第十六条第二項に規定する内閣府令で定める健全な保険金等の支払能力の充実の状況にある旨の区分は、最終の業務及び財産の状況に関する説明書類における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が二百パーセント以上であることとする。</p> <p>2 前項に規定する「保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」とは、保険業法（平成七年法律第百五号）第百三十条、第二百一条又は第二百二十八条に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。</p>

三 引受社員（保険業法第二百十九条第一項の引受社員をいう。次項において同じ。） 同法第二百二十八条に規定する基準

3 令第十六条第二項に規定する内閣府令で定める者は、保険会社、外国保険会社等又は引受社員とする。

3 令第十六条第二項に規定する内閣府令で定める者は、保険業法第二十条第二項に規定する保険会社、同法第七項に規定する外国保険会社等又は同法第二百十九条第一項の免許を受けた者の引受社員（同項に規定する引受社員をいう。）とする。